

仕 様 書

- 1 件 名 子育てひろば事業（いつかいち）運營業務委託（債務負担行為）
- 2 履行場所 あきる野市五日市414番地5（五日市保健センター内）
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 実施日等
 - （1）実 施 日 月曜日から金曜日まで及び第2・4土曜日
 - （2）実施時間 午前10時から午後3時まで
 - （3）休 業 日 第1・3土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）※ただし、履行期間中実施日、実施時間に変更が生じた場合は、その都度発注者及び受注者で協議していくものとする。
- 5 目 的 地域子育て支援拠点事業として、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みの相談、子育てに関する情報収集等ができる場を提供するとともに、楽しく・安心して子育てができる環境を整える。
- 6 事業内容

あきる野市が管理する五日市保健センター内の子育て支援拠点である子育てひろばを運営する。事業内容は次に掲げるとおりとし、事業ごとに目的を踏まえ、目指す子育てひろばの姿に沿って実施するものとする。実施に当たっての詳細は、発注者と受注者で協議をすること。

 - （1）乳幼児の遊びと育ちの場及びその保護者の交流の場の提供（親子の居場所事業）

親子が気軽に、かつ、自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等を実施する。
 - （2）子育てに関する相談及び関係機関との連携（子育て相談事業）
 - ア 子育てに不安や悩みなどを持っている親子に対する相談及び援助を実施する。
 - イ 相談内容等を記録し、相談件数等を集計する。
 - ウ 関係機関との連携を図る。
 - （3）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（子育て講習事業）

親子等を対象として、月1回以上、外部講師による子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。
 - （4）子育てに関する情報の収集及び提供（情報収集・提供事業）
 - ア 親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供する。
 - イ 利用者に広く周知するため、パンフレット、チラシなどを作成して周知を図る。ただし、チラシ等については、原稿を事前に発注者の確認を得た上で作成及び配布を

するものとする。

(5) 地域支援

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための取組を実施する。

(6) 安全・安心の提供

子育てひろばを安全で安心して利用できるよう、職員に対し衛生に関する意識を徹底するとともに、乳幼児が使用するおもちゃ等の備品、出入口、窓口、備品等の消毒、点検等を実施する。

(7) その他地域の子育て支援力を向上させる取組を実施する。

7 業務体制

(1) 人員配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のものを2人以上配置すること（1人については非常勤職員でも可）。このうち1人を施設長とし、施設長はこの契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。なお、施設長については、事業の責任者として対応が可能な保育園施設長などが兼務することは可能とする。

(2) 業務を安定的かつ継続的に実施するために、従事者を業務に係る各種研修等に積極的に参加させ、専門性の向上に努める。

(3) 従事者の氏名、履歴、資格その他を記載した履歴書を提出し、あらかじめ発注者に届出すること。なお、従事者の変更があった場合も同様とする。

8 報告書の提出

受注者は、本事業の実施状況を記載した報告書を提出する。

(1) 活動報告書 実施月分を翌月の10日まで

(2) 年度実施報告書 各年度の年間実績を翌年度の4月末日まで

9 事故発生時の報告

(1) 利用者に事故・急病があった場合に備え、対応マニュアルを作成し、発注者の了承を得た上で従事者に周知する。

(2) 業務の実施に際して事故が生じた場合は、適切な処置を行うとともに、発注者に報告する。なお、緊急・重篤な要件の場合は、速やかに報告し、発注者の指示を受けるものとする。

10 費用分担

(1) 本委託料に含まれるもの

ア 人件費（職員報酬）

イ 旅 費（業務履行に際して必要となる交通費）

- ウ 報償費（講座等の講師謝礼金など）
- エ 需用費（消耗品費（事務用品等）、印刷製本費など）
- オ 役務費（通信運搬費（郵便、電話料、プロバイダー料等）、保険料（傷害保険、賠償保険等）など） ※ 子育てひろば事業の履行期間中の事故を補償する総合補償制度保険料も含まれる。

（２）別途市が負担するもの

- ア 需用費（光熱水費、修繕費）
- イ 使用料及び賃借料
- ウ 備品購入費（備品等購入）

（３）判断がつかない経費

上記以外の経費で判断がつかない経費については、発注者及び受注者で協議して決定するものとする。

1 1 支払方法

契約金額の総額の 5 分の 1 を単年度分の契約金額とし、年 4 回払いとする。受注者は、次の請求内容の期限までにその期間の委託料を請求すること。発注者は、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に受注者に支払うものとする。

委託料の期間	期限	内容
4 月、5 月、6 月	7 月 10 日	単年度分の契約金額の 4 分の 1
7 月、8 月、9 月	10 月 10 日	単年度分の契約金額の 4 分の 1
10 月、11 月、12 月	1 月 10 日	単年度分の契約金額の 4 分の 1
1 月、2 月、3 月	3 月 31 日	単年度分の契約金額の 4 分の 1

1 2 業務実施上の留意事項

- （１）あきる野市子育てひろば事業実施要綱（平成 12 年あきる野市通達第 15 号）その他関係法令を遵守し、市の子育て支援施策及び推進に協力する。
- （２）発注者が従事者の適性に問題があると認めるときは、受注者と協議の上、交代等の措置を命ずることができる。
- （３）講座等の実施に当たっては、参加者の安全の確保に努める。

1 3 その他

（１）個人情報の保護

受注者が業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとし、利用者の個人情報について、漏えい、亡失、滅失、毀損、改ざんの防止等その厳正な管理を行うこと。

また、個人情報の記載された書類の廃棄に当たっては、焼却等の処分を行うなど情報の漏えいがないようにすること。

（２）環境活動への協力

本市では、「あきる野市地球温暖化対策実行計画」により、環境に配慮した活動を

行っているので、環境に係る市の活動に協力すること。

(3) ディーゼル車規制への遵守

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）ほか、各県の条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 賠償責任保険及び傷害保険の加入

受託者は、利用者の援助活動中に生じた事故等に対応するため、賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとする。

(5) その他この仕様書に記載のない事項については、双方が誠意を持って協議して定めるものとする。